

第31回

「ゼロ災55」無災害運動

運動期間 令和元年11月7日(木)～12月31日(火)の55日間

【令和元年度スローガン】

あせらず、無理せず、手を抜かず

無事故でつなごう ゴーゴー 55ゼロ災

※本スローガンは 三洋テクノソリューションズ鳥取(株) 武田洋一 氏の作品です。

令和元年度(第31回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱 (抄)

ゼロ災55「5つの柱」

- ・転倒災害防止対策の推進
- ・墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- ・交通労働災害防止対策の推進
- ・健康確保対策の推進

災害防止団体等の実施事項

- ・本運動の広報
- ・関係事業場への実施事項の周知
- ・事業場の実施事項に関する指導援助
- ・関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生教育の実施促進

労働局・労働基準監督署の実施事項

- ・本運動の広報
- ・安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- ・労働災害防止団体等が行う災害防止活動に対する指導援助

事業場の実施事項

- ・経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- ・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- ・安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- ・安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレットの活用等による安全衛生意識の高揚
- ・安全「見える化」とつとり運動への取組の実施
- ・危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- ・5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動、危険予知活動の推進と活性化
- ・積雪・凍結時における安全対策の徹底
- ・定常・非定常作業における作業手順の見直し
- ・交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- ・効果的な安全衛生教育の実施
- ・心の健康づくり計画の策定とストレスチェックの実施
- ・健康診断と事後措置の実施
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導及び必要な就業上の措置等の実施
- ・「ゼロ災55」無災害運動及び年末年始無災害運動の推進大会等の実施

主唱:鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

協賛:鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
鳥取県採石協会
建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部
労働者健康安全機構 鳥取産業保健総合支援センター
日本労働安全衛生コンサルタント会 鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議

労働災害による被災者数の推移



ゼロ災55 「5つの柱」

1 転倒災害防止対策の推進

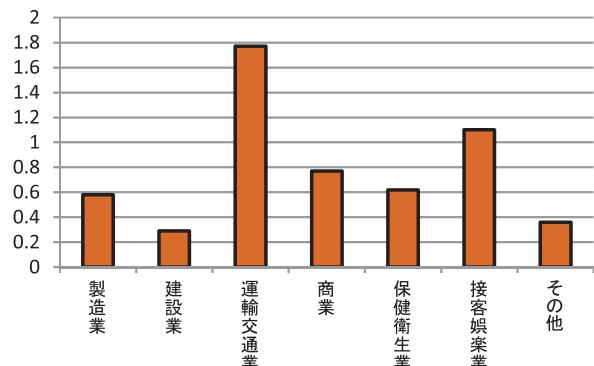
転倒災害は毎年多く発生する事故の型です。平成30年に発生した転倒災害による休業4日以上の被災者数は142人で全被災者の26.5%を占めました。各業種で働く労働者数を考慮して転倒災害の発生状況を見ると、下のグラフに示すように、一部で発生頻度の高い業種はあるものの、「どの業種においても、一定程度災害が発生している」ということが言えます。また、近年冬季に雪・凍結による転倒災害が多く発生しています。

転倒災害を防ぐには

転倒災害の種類は、大きく「**滑り**」、「**つまずき**」、「**踏み外し**」の3種類に分けられます。

「**滑り**」の主な原因には、床に滑りやすい素材が使用されている状態、床に水や油が飛散している状態、床にビニールや紙などの滑りやすい異物が落ちている状態など、「**つまずき**」の主な原因には、床に段差や凹凸がある状態、床に荷物や商品などを放置している状態など、「**踏み外し**」の主な原因には、大きな荷物を抱えるなど足元が見えない状態などがあり、いずれの場合もこれらの原因を認識していないときに災害が発生しています。このため、転倒災害を防止するポイントとして、「**5S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）**」の実施や「**転倒しにくい作業方法**」を実践しましょう。

労働者1000人当たりの発生頻度(人)



労働安全衛生規則の規定

- 作業場へ通ずる場所や作業場内には安全な通路を設けて、常時有効に保持すること（540条）
- 主要な通路には、通路であることを示す表示を行うこと（540条）
- 通路は通常の通行が出来る程度の採光や照明を行うこと（541条）
- 屋内の通路は、用途に応じた幅を確保すること、つまずきやすべりなどの危険を除くこと（542条）
- 機械と機械の間、機械と設備の間の通路は幅を80センチメートル以上にすること（543条）
- 作業場の床面はつまずきやすべり等の危険が無いものとすること（544条）

※ 厚生労働省HPの「STOP！転倒災害プロジェクト」

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>) も参考にしてください。



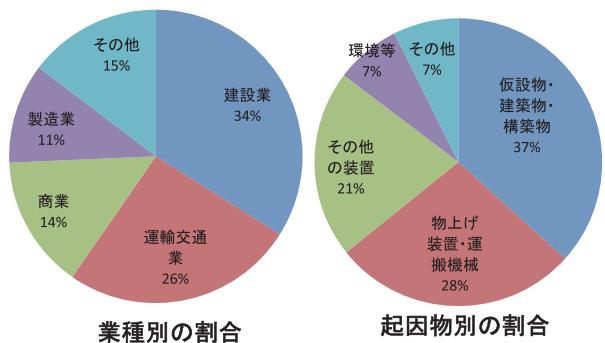
2 墜落・転落災害防止対策の推進

平成30年に発生した墜落・転落災害は109人で全被災者の20.4%を占めました。業種別では建設業が最多となっています。続いて、運輸交通業、商業、製造業の順です。

また、起因物についてみると、「仮設物・建築物・構築物」が最多ですが、具体的には階段、足場、建設物などを指し、「物上げ装置・運搬機械」は、トラック、移動式クレーンなど、「その他の装置」は、脚立、はしごなどです。はしご・脚立が起因した災害で、87.5%が骨折しており、また、44.8%が1か月以上見込まれる休業災害となっています。

墜落・転落災害は、建設業以外の業種でも発生しています。

墜落・転落災害を防止するためには、安全な作業場所の確保、高所での手すりの設置、トラック荷台上作業時の安全確保対策、はしご・脚立の適切な使用などに留意する必要があります。



労働安全衛生規則の規定

【運搬機械等関係】

- フォークリフト等の荷役運搬機械は、乗車席以外の場所に労働者を乗せないこと（151条の13）
- 最大積載量5トン以上のトラックの荷の積み卸し作業を行うときは床と荷台の間に昇降設備を設け（151条の67）、作業者に保護帽を着用させること（151条の74）

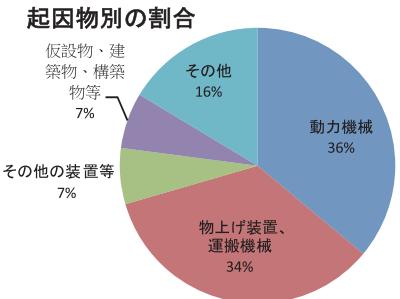
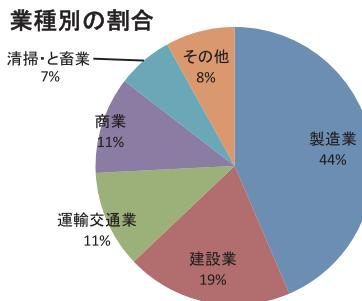
【建設工事等関係】

- 高さ2m以上の作業場所には安全な作業床を設けること（518条）
- 高さ2m以上の作業床の端等には手すり等を設置すること（519条）
- 高さ、深さが1.5mを超える箇所で作業を行うときは安全な昇降設備を設けること（526条）
- 墜落の危険のある場所に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと（530条）
- 足場における高さ2m以上の作業場所には、規則で定められた要件を備えた作業床を設けなければならないこと（563条）

3 はまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

平成30年に発生した、はまれ・巻き込まれ災害による被災者数は62人で、全被災者の11.6%を占めました。業種別では製造業が最多で全体の43.5%を占めました。また、起因物別では、加工機械、建設機械などの「動力機械」が最多で全体の36.1%を占めましたが、コンベア、フォークリフトなどの「物上げ装置、運搬機械」も34.4%を占めました。

災害防止対策の基本は、機械の回転部等へのカバーの設置、自動運転の機械の可動部への立入禁止、回転部分や刃部を清掃する際の機械停止の励行・徹底、共同作業時の合図の徹底、運転者・操作者からの死角の安全確認等々があります。



労働安全衛生規則の規定

【動力機械等関係】

- ・動力で動作する回転部分等にはカバー等を設けること（101条）
- ・動力機械の掃除、修理等を行う場合は運転を停止すること（107条）
- ・ボール盤等での作業時は手袋の使用を禁止すること（111条）
- ・プレス機械等のスライド（可動）部分、作動部分に囲い等を設けること（131条、147条）
- ・動作中の産業用ロボットに接触することによる危険がある箇所には柵、囲い等を設けること（150条の4）

【荷役運搬機械等関係】

- ・あらかじめ使用する機械や作業場所に応じた安全な作業計画を定めること（151条の3）
- ・フォークリフト等を使用して作業を行うときは機械や荷に接触する危険場所に立入らせないこと（151条の7）
- ・フォークリフト等の運転位置から離れる場合は、フォーク等の荷役装置を最低降下位置に置き、エンジンを停止して、サイドブレーキを確実にかけるなどの措置を行うこと（151条の11）

【車両系建設機械関係】

- ・運転中の車両系建設機械に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならないこと（158条）

4 交通労働災害防止対策の推進

平成30年に発生した交通事故による労働災害の被災者数は27人で全被災者の5.0%を占めました。業種別では運輸交通業が7人（26%）、通信業が6人（22%）、保健衛生業が4人（15%）等で、自動車等を使用して仕事を行う業種で多発しています。

交通労働災害の防止のためには、組織的に安全運転、交通法規の遵守等の気運を高めるための取組が重要です。

また、過去10年間（平成21年～平成30年）の死亡労働災害を事故の型別で分類すると、交通事故が10人（21%）で、墜落・転落に次ぎ多く発生しています。交通事故は被災の程度が重篤となる傾向があります。

過去10年間の死亡災害の事故の型別割合(数字は人数)

「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、

- ・安全衛生管理体制の確立
- ・適正な労働時間管理
- ・安全教育の実施
- ・安全意識の高揚対策の実施

などを求めています。



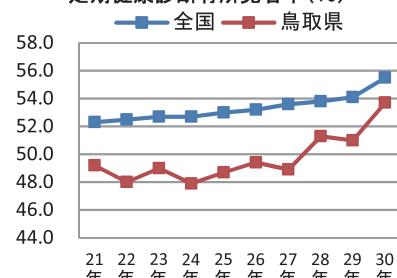
5 健康確保対策の推進

労働安全衛生法では、事業者は常時使用する労働者を雇い入れる際に「雇入れ時の健康診断」を、また雇入れ後は1年以内ごとに1回、有害業務等一定の業務に従事する労働者には6月以内ごとに1回、定期に「健康診断」を行うこととされています。これらの健康診断を行った後は、

- ① 健康診断の結果、所見がある労働者については健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載すること
- ② 事業者は医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じること
- ③ 健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めること

とされています。なお、産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場では、地域産業保健センターの産業医を利用して医師の意見を聞くことができます。

定期健康診断有所見者率(%)



安全「見える化」とつり運動

安全の「見える化」は、職場に潜む危険や安全衛生情報を写真や注意書きなどにより「目に見える形」にする効果的な安全衛生活動の取り組みです。

①危険を防止するための「見える化」

見えない危険を絵や文字で「見える化」することで、現場の労働者の自らの気づきを促します。



階段下り口の表示



積上げ高さの制限



②安全衛生情報の「見える化」

ルールなどの情報を「見える化」することで、作業を安全で合理的に行うことができます。



安全通路の明示



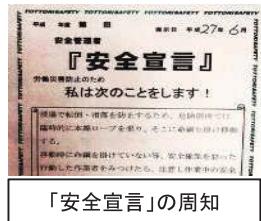
天井に設けた円形の鏡



ドアに貼られた注意事項

③安全衛生活動の「見える化」

安全衛生活動を「見える化」することで、安全衛生レベルが上がります。



「安全宣言」の周知



5Sの徹底の呼びかけ

「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進について

精神障害に関する労災請求・支給決定件数

(全国)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
請求件数	1456	1515	1586	1732	1820
支給決定件数	497	472	498	506	465

精神障害に関する労災請求・支給決定件数は増加傾向にあり、また、大企業においても過労による自殺事案が繰り返し発生するなど、過労死等の防止に対する社会的要請はかつてなく高まってきています。

このような問題意識のもと、「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえて、メンタルヘルス対策として下記の取り組みを実施して下さい。

《メンタルヘルス対策取り組み事項》

1 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導の実施

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者に対して医師による面接指導を行わなければなりません。また、1か月当たり80時間を超える、又は2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超える労働者については、面接指導を実施するよう努めて下さい。なお、希望すれば、鳥取産業保健総合支援センター（鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6階 電話：0857-25-3431）のメンタルヘルス対策の専門家による訪問指導を受けることも可能ですので、利用して下さい。

2 事業場におけるパワーハラスマントの予防・解決のための職場環境改善のため、以下の取組を実施して下さい。

① 職場環境等の改善のための体制づくりとして、パワーハラスマントの防止に取り組むための企業トップの意思表示を行い、これを周知するとともに、社内ルール等社内の環境等の整備を行って下さい。

② 職場環境等の評価・実態把握のためアンケート調査を行い、その結果に基づき、管理監督者等へのパワーハラスメント防止に関する教育研修の実施や、事業場内の相談体制の整備、及びパワーハラスマント予防対策と起きた場合の対処方法等を策定し、これを周知する等の取組を実施して下さい。

3 長時間労働を行っている労働者にあって過重労働による健康障害の防止対策が講じられていない労働者について、ハイリスクの状態にあり、労働者の健康を保持するために必要があると認められるときは、医師による臨時の健康診断として問診（緊急の面接）を実施して下さい。具体的には、長時間労働者に対する面接指導に準じて、

①過労死のリスクファクターである高血圧、糖尿病、脂質等の既往歴（当該問診までの、直近の状況を中心としたもの）の調査 ②業務の内容等の業務歴の調査 ③疲労の蓄積、その他心身の状況に係る自覚症状及び他覚症状の有無の検査を行うことになります。

「過労死等ゼロ」緊急対策（概要）（平成28年12月26日）

1 違法な長時間労働を許さない取組の強化

- (1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底
- (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導
- (3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化
- (4) 3協定未締結事業場に対する監督指導の徹底

2 メンタルヘルス・パワーハラスメント対策のための取組の強化

- (1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導
- (2) パワーハラスメント対策に向けた周知啓発の徹底
- (3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底

3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化

- (1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請
- (2) 労働者に対する相談窓口の充実
- (3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載